

廃棄物管理責任者選任(変更)届の記入方法

相模原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例第12条の規定に基づき、多量排出事業者は、当該事業用建築物から発生する事業系一般廃棄物の減量化、資源化及び適正な処理に関する業務を行わせるため、廃棄物管理責任者を選任し、市長に届け出なければなりません。

この届出の提出対象となるのは、次のいずれか若しくは両方に該当する事業者です。

事業の用に供する建物の延床面積が1,000㎡以上の事業所を所有又は占有する事業者

本市のごみ処理施設への搬入実績、または一般廃棄物収集運搬許可業者の搬入予定量から、年間36t以上の搬入実績・予定のある事業者

既に届け出ている廃棄物管理責任者の氏名、役職、連絡先等に変更がない場合は、毎年度届け出る必要はありません。

なお、届出後、年度途中で廃棄物管理責任者が変更になった場合には、同届により変更後30日以内に届け出てください。

記入例の注意事項

注意1	封筒の宛名の右上に記載されている番号を記入してください。(減量化等計画書に記入する番号と同じ番号です。)
注意2	・市内に支社(店)等が複数あり、同一人の廃棄物管理責任者を選任する場合でも各事業用建築物ごとに届け出てください。 ・「届出者」は、本社(店)の代表、支社(店)の代表、どちらでも構いませんが、廃棄物管理責任者を選任できる立場の代表者名等を記入してください。 ・建物の所有者とは別に使用者が複数あり、それぞれが独自にごみ処理している場合(例:1階が店舗、2階が医療機関、3階がビルのオーナー住居であり、それぞれ別の業者に委託している場合など)で、各使用者の使用面積としては1,000㎡未満になる場合は、届出の対象外となりますので、電話で御連絡いただくか、その旨を余白に記入して御返送ください。
注意3	「事業者の名称」は、当該事業用建築物で事業活動を行っている市内の事業者の名称を記入してください。
注意4	「所在地」は、当該事業用建築物がある市内の住所を記入してください。
注意5	廃棄物管理責任者は、届出者から選任を受けた者の氏名、役職、連絡先を記入してください。
注意6	「選任年月日」は、本年4月1日以降で提出日までとしてください。
注意7	変更届を提出する場合に前任の責任者と変更理由を記入してください。

廃棄物管理責任者の役割

廃棄物管理責任者は、多量排出事業者から発生する事業系一般廃棄物の管理について権限を有する者を選任し、減量化、資源化及び適正処理に関する業務の担当者になります。

主な業務内容は次のとおりです。

当該多量排出事業者でのごみの減量化、資源化及び適正処理に係る指導及び助言に関すること。

事業系一般廃棄物の保管場所(資源化が可能な物を分別し、保管するための場所を含む。)の管理運営に関すること

減量化等計画書の作成・協力に関すること

一般廃棄物収集運搬許可業者との契約による場合は、その管理運営に関すること

市の施策への協力に関すること